

## 中央区の将来像(中央区基本構想)

※ 中央区と区民のまちづくりの憲章、区における総合的かつ計画的な行政運営の指針

## 生涯躍動へ 都心再生一個性が生きる ひととまち

### 中央区基本計画2013

(10年後の中央区 <5つの柱>)

※ 基本構想を実現する長期総合計画

#### 1 災害に強い都心のまちづくり

#### 2 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり

—誰もが安心して子どもを産み、喜びをもってそだてることができる子育て・教育のまちを実現する

#### 3 すべての人々の健康と高齢者の生きがいのあるまちづくり

#### 4 地球にやさしい水と緑のまちづくり

#### 5 歴史と先進性を生かしたにぎわいのある街づくり

※ 福祉保健分野の個別計画の策定

### 第4次中央区保健医療福祉計画（仮称）

（中央区地域福祉計画）

#### <内容>

- ◆ 基本理念
- ◆ 10年後の中央区の保健医療福祉
- ◆ 計画期間は平成27(2015)年度から10年

#### 中央区地域福祉計画

高齢者保健福祉計画・  
第6期介護保険事業計画

障害福祉計画（第4期）

中央区健康・食育プラン  
2013等

子ども・子育て支援  
事業計画

第3次保健医療  
福祉計画(平成  
21(2009)年度か  
ら平成26(2014)  
年度)

次世代育成支援  
行動計画

子ども・子育て支援分野  
の個別事業計画

## 中央区における子育て支援についての基本的な考え方（案）

### 中央区基本計画2013

誰もが安心して子どもを産み、喜びを持って育てることができる子育て・教育のまちの実現(10年後の中央区<5つの柱>より)

#### 第3次中央区保健医療福祉計画

- 子どもは、次代を担う地域の「宝」であり、子どもたちが健やかに育ち、豊かな心を育み、元気に明るく輝いていく地域社会の実現が求められている。
- 次代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくためには、保護者の子どもを育てていく力、すなわち「親力」が重要であり、その強化のための子育て家庭への支援が必要である。  
⇒ 子育て、子育ち、親育ちの観点

#### 子育て

- ・ 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。（基本指針 子ども・子育て支援の意義に関する事項）
- ・ 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。（基本指針 子ども・子育て支援の意義に関する事項）

#### 子育ち

- ・ 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。（基本指針 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境）
- ・ 乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。（基本指針 子どもの育ちに関する理念）

#### 親育ち

- ・ 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。（基本指針 子ども・子育て支援の意義に関する事項）
- ・ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。（基本指針 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義）

#### 中央区子ども・子育て支援事業計画における基本方針（事務局案）

《子育てに喜びや生きがいを感じることができ、子どもの最善の利益が尊重され、地域で安心して子育て・子育ちができる環境が整備された、親も子どもも輝く社会の実現》